



03 まずはAndroidスマートフォン利用者から！ スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました



◀市HP



どういうサービス？

ご自身のスマートフォンにマイナンバーカードと同等の機能（署名用および利用者証明用の電子証明書）を搭載できるサービスが5月11日（木）から始まりました。

どんなメリットがあるの？

登録後は、スマートフォンだけで、さまざまなサービスの利用や申し込みができます。

iPhoneを使っている人は利用できないの？

令和5年5月時点で、対応は未定となっています。

スマホだけで手続きができて便利に！

①マイナポータル



転出届などのオンライン申請（7月頃）



予防接種などのお知らせが届く



薬などの自己情報を閲覧

②民間オンラインサービス（順次対応予定）



銀行などの口座開設、キャッシュレス決済申込など

③コンビニ交付サービス（令和5年対応予定）

④健康保険証として利用（令和6年度対応予定）

- 【申込方法】**
- ①マイナンバーカード、マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード（6～16桁の英数字）、スマートフォンを用意
 - ②マイナポータルアプリをダウンロードして起動
 - ③ご自身のスマートフォンがスマホ用電子証明書の搭載に対応していた場合、申し込みできる旨が表示されます。画面の指示に従って申し込みしてください。

▶市民課 ☎ 23-3511



◀マイナポータルHP
（アプリのダウンロードはこちらから）

04 田原市非核・平和都市宣言に関する意見を募集します！（パブリックコメント）



◀市HP

パブリックコメントは、皆さんの意見をお聴きすることで、本市の行政運営の向上を図るものです。下記の宣言案を公表しますので、ぜひ皆さんのご意見をお聴かせください。

【意見募集期間】6月15日（木）～7月18日（火）

「非核・平和都市宣言」について

貧困・飢餓など、平和な暮らしを脅かす要因が多岐にわたる中で、近年ロシアのウクライナ侵攻もあり、世界的に核兵器廃絶や平和への願いが強くなっています。そこで、平和で豊かなこのまちを将来へ引き継いでいくため、田原市で非核・平和都市宣言を制定するものです。

担当課▶地域福祉課 ☎23-3512 ☎23-3545 ✉fukushi@city.tahara.aichi.jp

【意見提出方法】（個々のご意見には直接回答しません。）

①公表場所へ持参 ②郵便 ③FAX ④Eメールのいずれかで住所、氏名、電話番号を明記の上提出

【宣言案の公表場所】

担当課、市役所南庁舎1階ロビー、赤羽根市民センター、渥美支所地域課、中央図書館、市HP

